

令和2年 ごみ収集カレンダー

神河町 I

新田/作畑/大畑/越知/岩屋
根宇野/山田/中村/粟賀町

*裏面は1月~6月までのカレンダーです。

- 注意事項**
- ① できるだけ水分をとって片手で持てる程度(6kg)の重さにしてください。
 - ② ステーションには名前を書いて午前8時までに持参してください。
 - ③ ステーションに出す場合は、50cm以下に切って出してください。
 - ④ 少しでも金属が付着している物は、金属として出してください。
 - ⑤ 危険な物(ガラス・包丁・先の尖ったものなど)を出す場合は段ボールも使用できます。
 - ⑥ ステーションに出せるごみは、1回につき5~6袋までです。

燃えるごみ	布類	有害ごみ	古紙	飲料缶類・飲料びん類	金属・小型電化製品	ガラス・瀬戸物	ペットボトル	塩ビ製品	容器包装のプラスチック	容器包装の紙																
毎週月・木曜日	毎月第2水曜日	毎週 木曜日	毎月第1・3水曜日	毎月第2・4火曜日	毎月第4水曜日	毎月第1・3・5火曜日	毎月第2金曜日																			
7月			8月				9月																			
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土						
...	1	2	3	4	1	1	2	3	4	5						
7月23日・24日は持込み可能です。平日も持込み可能です。			飲料缶・びん	古紙				8月10日・16日は持込み可能です。平日も持込み可能です					飲料缶・びん	古紙												
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12						
燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ		
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19						
燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ		
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26						
燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ		
26	27	28	29	30	31	...	23/30	24/31	25	26	27	28	29	27	28	29	30						
燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ		
10月			11月				12月																			
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土						
...	1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5						
10月18日は持込み可能です。平日も持込み可能です。			燃えるごみ	古紙				燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ			
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12						
燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ		
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19						
燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ		
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26						
燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ		
25	26	27	28	29	30	31	29	30	27	28	29	30	31							
燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ		

※ごみは、指定日当日の午前8時までに持参してください。

※資源ごみは、クリーンセンター運営のための大切な収益になります。持込される際は、ごみの分別をお願いします。

※新聞・雑誌・段ボール・容器包装の紙・飲料缶はごみステーションへ ※家電等の処分については、違法な不用品回収業者を利用しないようにお願いします。

ごみの出し方 《ごみの分別・資源化・減量化にご協力ください。》

分類	燃えるごみ	燃えないごみ	粗大ごみ	リサイクル品
分別	燃えるごみ・容器包装以外のプラスチック	塩ビ製品 金 小型電化製品 属	粗大ごみ(直接搬入)	飲料缶 飲料びん 容器包装のプラスチック 容器包装の紙 ペットボトル
指定袋	赤	青 青	搬入については軽四程度の車両をお願いします。	青 青 青 青 青
収集日	毎週月・木曜日	毎月第4水曜日	毎月第2水曜日	毎月第1・3水曜日 毎月第1・3・5火曜日 毎月第2金曜日 毎月第4水曜日
カレンダーの色	ピンク	水色 緑	オレンジ きみどり	青 青 青 青 青
ごみの分け方				
注意事項	生ごみは水切りして出してください。紙はとじも・ファイルなどで綴ったものは外して出してください。汚れた物(容器包装のプラ・紙)については燃えるごみとして出してください。	同じ日に集めるペットボトルの緑の袋と別袋にするため赤い指定袋に入れて出してください。塩素系の洗剤の容器は、「塩ビ」の日にしてください。	電球は新聞紙・ケースに入れて出してください。蛍光灯は新聞紙の小袋に入れて出してください。太さが10cmまで持ち込みができます。長さは2.0mまで持ち込みができます。	中を水洗いして出してください。化粧品のびん・油入りびんは瀬戸物の日に出してください。飲料缶・飲料びんは同じ袋に入れて出してください。紙袋に入れるか、紙ひも掛けて出してください。アイスクリームなどが入った紙容器は燃えるごみとして出してください。牛乳パックは店頭回収に出してください。

持ち込みについて(粗大ごみ含む)	ごみの種類	持ち込み日	持ち込み時間	持ち込み先	持ち込み料金(1回毎に計算)	その他
家庭系	燃えるごみ	月~金	13:00~15:30	中播北部クリーンセンター	100kgまで500円 100kgを超える場合10kg増す毎に50円を加算	必ず分別してから持参してください。
	燃えないごみ	2月、4月、6月、8月、10月、12月(偶数月)の第3日曜日(土曜と上記以外の日曜、祝日、年末年始の12/30~1/3は持込みできません。)	偶数月の第3日曜日 9:00~11:30			
	粗大ごみ	(土曜と上記以外の日曜、祝日、年末年始の12/30~1/3は持込みできません。)	13:00~15:30			
事業系	燃えるごみ・燃えないごみ	月~金(土・日曜日、祝日、年末年始の12/30~1/3は持込みできません。)	9:00~11:30		100kgまで1,250円 100kgを超える場合10kg増す毎に125円を加算	

注意 家電5品目(テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機)、消火器・ガスボンベ・発煙筒・石油類等の危険物、農薬・農機具、タイヤ、バッテリー、医療系ごみ(注射器・輸血セット等)、パソコンは取り扱いできません。

問合せ 中播北部クリーンセンター(TEL 32-2888) 役場住民生活課(電話 34-0963)へお願いします。 ★見えやすい場所に貼ってください。